

様式1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名： 島田 正彦 〕

議会基本条例の検証と課題

2021年10月26日

講師 四日市大学 小林 慶太郎教授

① 研修テーマに即した所感

今回の研修は、当議会で始まった議会基本条例の検証について、町民に対してどの様な形で報告すれば理解を得られるのか、その点も踏まえてアドバイスをいただこうと企画しました。この検証に関しては、事前に各議員から自分の考え、思いを発言していただきました。当然それぞれ意見は異なりますが、個々の考え方として尊重したいと考えています。

講義の中で教授が、「検証に関してフォーマット形式等にすることは、自由な発想の観点から言うとあまり好ましくない」と言う旨の発言をされていたのが、少し気になりました。

私見になりますが、この検証は誰のために行うのかという点です。議員各位が自己採点するのは当然ですが、議会としては、この検証を町民にどの様な形で報告し、またそれを基点に今後どう改善していくのかを周知させるかという事が議会としての責任と考えます。

そのためには誰が見ても見やすいひとつの統一フォーマットが必要だと思います。

議会の全会一致で決議された条例です。1つ1つ条例ごとに分析し、出来なかったものについては何が問題であったか、今後はそれを遂行するためにどうすればよいのかを分析して改善を図れば良いと思います。

その時点で、条例の各章毎に異論があれば議員全員でそれを審議すれば良いのではないのでしょうか。

講義では、コロナ禍の自粛続きであまりにも消極的な議会の運営が、町民目線からどの様に映っているのかもこの機会にしっかり検証すべきであると述べられていました。こんな時期だからこそ出来る方法を見出し実行することが重要です。

また教授が、何度も繰り返されていたのが町民ファーストで、「町民との会話がなければ、町民代表の議員の存在価値が問われる！」と。

その言葉に、コロナ禍で少し希薄になっている町民とのコミュニケーション不足を一日も早く取り戻せるよう活動再開に向かうべきだと改めて痛感しました。

② 今後研修で得た知識等について町議会活動にどの様に反映するか。

【東員町議会基本条例】は3年前に施行されているが、「仏作って魂入れず」の状態は否めませんでした。その意味で今回の条例一つ一つの検証は、我々議員にとって基本条例の認識を強化する意味においても重要です。

〔基本条例第8条〕 『議会は町民と自由に意見交換できる機会を年1回は設けるものとし、合わせて情報の提供および収集に努めるものとする。』

とありますが、昨年度は、コロナ禍により議会報告会が開催中止となり、本年度も10月開催の予定であった市民活動センター様との報告会が緊急事態宣言でさらに延期となりました。

現在、コロナ感染は小康状態が継続しており、この様な状況が継続するのであれば、来年3月までには開催したいと考えております。

10月時点ではコロナ禍という事もあり、参加者は市民活動センター様の15名程度と考えていました。しかし、現状況が維持できれば、開催会場が保健センターという広いスペースということもあり、参加人数の見直しも行っていきたいと思います。

本年度中に町民との報告会が開催できるようベストを尽くします。

基本条例の検証については、議会としての統一の形式を議員間で十分な審議の上作成し、本年度中に町民に対して報告出来る様にしたいと思います。

*今回の議会基本条例の検証をすることで、議員各位が議員ハンドブックを熟読出来る機会を得たことも成果の一つだと思います。

*本年度は検証のみとなりますが、今後はこの検証をもとに修正、改善、加筆等の必要性があれば、これも改革の一環として実施していきます。